

# 愛知県棚田地域振興計画

令和2年8月31日策定  
令和6年1月12日改訂  
令和8年3月31日改訂

## 第一 棚田地域の振興の目標

愛知県の棚田地域においては、人口減少や高齢化の進展等による担い手の減少や鳥獣被害などにより、荒廃が懸念される棚田が増加している。一方、新城市四谷の「鞍掛山麓千枚田保存会」による「お田植感謝の夕べ～みんなで灯そう千枚田～」や「収穫感謝祭」、岡崎市千万町町の「千万町・木下ふるさとづくり委員会」及び「じさんじょの会」による千万町楽校でのイベントなど、都市住民との交流を促進し、地域の振興を図る取組が行われている棚田地域もある。

貴重な国民的財産である棚田を保全することにより、農産物の供給のみにとどまらない棚田の多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口の増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、愛知県国土利用計画、愛知県農業振興地域整備基本方針、愛知県観光振興基本計画、愛知県過疎地域持続的発展方針、愛知県山村振興基本方針、地域再生計画、特定居住促進計画など地域振興に関する計画・方針等との調和を保つものとする。

また、2015年9月に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえ、関係者が連携して、経済、社会、環境の各種施策を統合的に取り組み、SDGsの達成に貢献していくものとする。

## 第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

#### （1）移住・定住及び特定居住の促進や「関係人口」の創出・拡大のための施策

棚田地域への都市住民や若者などの移住・定住及び特定居住（他の地域に住所を有する者が定期的な滞在のため棚田地域内に居所を定める特定居住をいう。）を促進し、棚田保全の新たな担い手とするため、棚田地域への移住又は棚田地域における特定居住をしようとする者への情報の提供、便宜の供与、来訪及び滞在を促進するとともに、「地域おこし協力隊」等への起業支援、地域や市町村による空き家対策への支援、地域の魅力発信策による関係人口の創出・拡大に取り組む。

また、棚田地域における持続可能な地域社会の維持及び形成の促進に資するため、住宅等の整備、住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する地域的な共同活動への支援その他の快適な生活環境の確保を図る。

## **(2) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進のための施策**

棚田地域においては、棚田地域における農業や棚田地域に対する理解と関心を深める教育活動の一環として、児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等のイベントが多く開催されているものの、その事務作業、イベント開催経費や参加者の交通費などが大きな負担となっていることから、そうした負担の軽減を図るため、農村交流・体験の推進のための施策の活用を図る。

また、健康的でゆとりのある生活に資するため、農村地域の魅力発信や都市住民との交流事業を支援するなど、余暇を利用した棚田地域への滞在の機会を提供する事業活動やその他の都市と棚田地域との間の交流の促進について適切な配慮をする。

## **(3) 歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用のための施策**

現在、県内に重要文化的景観に選定されている棚田はないが、新城市「四谷の千枚田」などの棚田は「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」に選ばれているなど、日本の原風景としての景観を今に残し、文化的な景観としての価値を有する棚田が存在している。今後、このような棚田を守り伝えるためにも文化財の観点から保存・活用を図る。

## **(4) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等のための施策**

棚田の保全を図るため、担い手の確保・育成、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度、農業生産活動を支える生産基盤の整備等のための施策の活用を図る。また、農地集積のための施策を通じて、高齢化が進行する棚田での農作業の効率化、農業の振興に寄与する人材の確保・育成を図る。

さらに、棚田で生産される棚田米を含む農作物については、地域特産物の開発並びに生産、流通及び消費の増進、先端的な技術の導入並びに観光業その他の産業との連携の推進等の施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図る。

## **(5) 国土保全や地域社会の維持・活性化のための施策**

山地災害への対策等の国土保全に関する施策の活用を図ることにより、山腹に形成される棚田の保全に繋げる。また、多くの棚田地域においては、集落機能、地域のネットワークが弱体化していることから、地域社会の維持・活性化のための施策の活用を図る。

## **(6) 観光資源の魅力向上等、観光の促進のための施策**

棚田は観光資源として大きな魅力を有しているが、多くの棚田地域において、十分に活用できていない現状があることから、地域の観光資源の魅力向上や観光業の人材育成・担い手作りのための施策の活用を図る。

また、観光の促進に向け、棚田の周辺において、トイレや駐車場、外国人向けの案内板等の整備、体験プログラムの開発等の施策を通じて、旅行者を受け入れる体制を整備する。

## **(7) 自然環境の保全・活用のための施策**

棚田は、山間地域で人為的に創出された環境であるが、多種多様な生物の生息地となっていることから、生物多様性の面から重要な場となっている。そのため、棚田を含めた里山全般について、生物多様性保全活動を活性化するため、担い手の養成を行う。

## (8) 鳥獣被害対策等のための施策

棚田地域における生活環境の保全、農業の振興等を図るため、鳥獣の捕獲、侵入防止柵や檻の設置による鳥獣被害の防止に寄与する人材の確保及び育成、ジビエとしての活用などの施策の活用を図る。

## (9) その他

愛知県においては、各府省庁の制度や仕組みについて十分に情報収集・把握し、その積極的な活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町村や協議会等に対して徹底した情報提供を行う。

また、指定棚田地域の振興に資する事業を活用した棚田地域振興活動を促進するため、農業者、農業者の組織する団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の棚田地域振興活動に参加する者に対し、当該事業に関する情報の提供に努める。

さらに、地域における創意工夫を生かしつつ棚田地域の持続的な発展が図られるよう、年齢、性別等にかかわらず、農業者、農業者の組織する団体、地域住民、特定非営利活動法人、特定地域づくり事業協同組合、学校、事業者その他の棚田地域との関わりを持つ者の間における緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をする。

## 2 愛知県独自の支援施策

### (1) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業に関する施策

#### ① 多面的機能の維持・発揮のための施策

棚田を含む中山間地域の農業生産活動に必要な農地等の地域資源を維持するため、土地改良施設等の現状を把握し、今後の維持管理や機能向上に向けた基礎資料を作成する土地改良施設等保全整備調査を実施するなど、農地等の有する多面的機能の維持・発揮のための施策を推進する。

#### ② 地域住民活動の活性化のための施策

地域住民活動のリーダーとなるふるさと・水と土指導員の育成や、指導員を中心とした地域住民活動の支援を通じて都市住民との交流を促進するとともに、地域の活性化に向けた基礎資料となる地域活性化ビジョンを作成するなど、地域住民活動の活性化のための施策を推進する。

## 3 愛知県における推進体制

### (1) 愛知県棚田地域振興連絡会議の設置

棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、地方創生、農林、観光、文化、環境など棚田振興に関連のある局の職員で構成する愛知県棚田地域振興連絡会議を設置し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係局間で十分な連携を図ることとする。

### (2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、政策企画局企画調整部地方創生課が担うこととし、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

#### 4 棚田地域に関する情報の周知徹底

先進的・モデル的な棚田地域について、国と積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行うことで、愛知県内の棚田地域において横展開を図る。また、愛知県内の棚田地域に関する情報を、県内外に広く周知することによって、交流人口・関係人口の増加を図る。

### 第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

#### 1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的な考え方

指定棚田地域の指定申請には、棚田地域の活動の確実性が求められていることから、原則として、棚田地域振興法（以下「法」という。）第7条第3項に示された「指定申請の提案」があったものを対象とする。

#### 2 指定棚田地域の指定申請の判断

県は、「指定申請の提案」があった場合は、関係市町村と綿密に調整したうえで、すみやかに第二の3項に示す「愛知県棚田地域振興連絡会議」において、国の基本方針に定められた以下の指定基準に基づき申請するか否かについて判断し、その結果を当該提案者に遅滞なく通知する。

##### (1) 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる棚田地域

###### ① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること

###### ② 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること

##### (2) 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域

###### ① 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと

#### 3 指定棚田地域の指定申請の時期

「指定申請の提案」については、随時受け付けるものとし、前項により指定申請を行う旨の判断をした場合は、遅滞なく主務大臣に申請する。

#### 4 指定棚田地域の指定解除申請

県は、法第7条第1項に示された指定要件を満たさないと判断されるものについて、関係市町と調整のうえ、法第7条第6項に示す解除申請を行うことができる。この場合においては、第三の2項の規定を準用する。

## 5 農地法等による処分

県は、指定棚田地域内の土地を認定棚田地域振興活動計画に定める用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該指定棚田地域の持続的発展に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をする。